ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会第1回会合(議事要旨) 2019年6月18日(火)15時15分~17時15分 於外務省共用国際会議室893号室

1. 開会挨拶

(山田賢司外務大臣政務官)

・ 各界を代表する有識者の方々からの様々な見解を踏まえつつ, 2020年半ばの 公表を目指して, ビジネスと人権に関する行動計画の策定に取り組んでいく(全文 は外務省 HP の開催結果を参照。)。

2. 国外有識者からの発言

(アニタ・ラマサストリ 国連ビジネスと人権作業部会委員)(全文は外務省 HP の開催結果を参照。)

- ・ 作業部会は、各国政府に対し、行動計画の策定を通し、責任ある企業行動を推進し、模範を示すことを奨励する。
- ・ 日本企業が、国連のビジネスと人権に関する指導原則(以下「指導原則」という。) や人権デュー・ディリジェンスを用いて、労働者等のリスクを特定し、人権に対する 負の影響を防ぐことにより、SDGs の実現に最も貢献できると考える。
- · 行動計画が果たす役割の一つに、指導原則に対する意識向上を図る点がある。
- ・ 各省庁に対し、各政策を可能な限り指導原則を含む形でアップデートすることを 奨励する。また、各省庁に、本分野に関する担当部署を設け、意識啓発を進める ことが重要。
- · 行動計画は随時更新される文書であり、最初から完璧あるいは包括的なもので ないかもしれない。
- ・ 行動計画の実施の評価段階において、マルチステークホルダーの関与を奨励。
- ・ 英国やフランスの例を見ると、行動計画策定後に、現代奴隷法や人権デュー・ディリジェンスに関する法制が整った。
- ・ 人権の尊重は持続可能な成長の基礎となり、責任ある企業行動を実施する企業 こそ、長期的にはリスクが少なくなり、世界市場において高い競争力を持つだろう。

3. 議事

(1)ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会の進め方

ビジネスと人権に関する行動計画策定をとりまとめている外務省から,配布資料1に基づき,本諮問委員会の進め方について説明があり,諮問委員会委員から質問及び意見等が寄せられた。

(若林秀樹 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム代表幹事)

・ 行動計画の策定に関し、外務省のリーダーシップに敬意を示したい。

- 局長級会合なら、そのクラスの方に出席いただきたい。
- ・ 諮問委員会の会議資料について、会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合は一部非公開とするとのことだが、恣意的に運用される懸念があり、なる べく公開していただきたい。

(大鷹正人 外務省総合外交政策局審議官(国連担当大使))

基本的には公開を想定しており、恣意的にならないよう留意する。

(大村恵実 日本弁護士連合会国際人権問題委員会委員長)

・ (本諮問委員会に先立って)5月に作業部会構成員が提出した意見書を踏まえて、 今後どのように配布資料2の改訂版に反映するか。

(大鷹正人 外務省総合外交政策局審議官(国連担当大使))

・ 頂いた御意見については、現在、関係府省庁間で議論している。「ビジネスと人権 に関する我が国の行動計画(NAP)の策定に向けて(案)」(配布資料2)になるべく 頂いた御意見を含めていきたい。

(相原康伸 日本労働組合総連合会事務局長)

・ 本諮問委員会の独立性を担保していただきたい。

(河野康子 (一財)日本消費者協会理事)

・ 来年6月を目処に行動計画の公表を予定としているが、その前にパブリックコメントは実施する予定か。また、対外的な評価を受ける機会を想定しているか。

(大鷹正人 外務省総合外交政策局審議官(国連担当大使))

・ パブリックコメントは来年1月頃、行動計画第一次案の公表後の実施を検討中。

(杉浦正俊 外務省総合外交政策局人権人道課長)

・ 6月6日には国連ビジネスと人権作業部会のダンテ・ペッシュ氏他との意見交換を 実施した。今後、ジュネーブで開催予定の国連ビジネスと人権フォーラム等のよう な機会を活用していく。

(2)行動計画の策定に向けて

外務省から,配布資料2に基づいて報告があり,諮問委員会委員から質問及び意 見等が寄せられた。 (荒井勝 NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム会長/Hermes EOS 上級顧問)

- ・ 投資家の視点からは、見直し期間が5年は長い印象であり、検討が必要と考える。 例えば、スチュワードシップ・コードは3年で見直しを行っている。海外の投資家が どう考えるかという視点も重要。
- ・ビジネスと人権に関する課題は多岐にわたり、大きな課題を優先順位付けすることも重要。配布資料2「2(3)我が国の行動計画に盛り込むべき主な行動を検討するにあたっての論点」にある「労働」についてはポイントを絞るほうがいい。「児童の権利」も同様に幅広い概念であるため、重点を明確にしたほうがいい。

(河野康子 (一財)日本消費者協会理事)

- ・ 行動計画の策定には、次の3点が重要。①企業に対する情報公開の促進。多様化、顕在化するリスクに対処するため、人権デュー・ディリジェンスの報告義務の法制化を求める。②消費者に対するサプライチェーン上の人権に関する情報へのアクセスの確保。③人権教育・啓発の促進。消費者や中小企業の主体的な参加を促すための、人権教育・啓発。
- ・ 行動計画のモニタリング、3年で中間レビューの実施を明記して頂きたい。

(大村恵実 日本弁護士連合会国際人権問題委員会委員長)

・ 作業部会と諮問委員会の役割・関係、及び、今後の過程について説明されたい。

(大鷹正人 外務省総合外交政策局審議官(国連担当大使))

・ 作業部会では行政・経済界・労働界・市民社会等が集まり意見交換を行い、その 内容を踏まえて、政府としての案を諮問委員会に提示し、委員から見解を頂く。

(二宮雅也 (一社)日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長/損害保険ジャパン日本興亜株式会社会長)

・ 5月末に作業部会構成員の組織として意見書を提出しているが、今回は提出された意見を踏まえて改訂されたものについて議論できると考えていた。それを踏まえた配布資料2の改訂版はいつ示されるのか。

(杉浦正俊 外務省総合外交政策局人権人道課長)

・ 御指摘の作業部会構成員による意見書に加え、先に開催されたコンサルテーション会合及び本諮問委員会からの御意見を踏まえ、配布資料2を改定する。

(田口晶子 国際労働機関(ILO)駐日代表)

・ 配布資料2において、三者宣言について言及されていることに感謝しつつも、日本は批准していないが重要な条約について尊重することが示されていない。

(有馬利男 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)

- ・ 配布資料2では、国内の扱いがはっきりしない。結果としてアジアをリードするものができればそれはよいが、本来は日本としての行動計画。政府、企業は何をやるのか、きちっと詰めていくものである。
- ・ 行動計画のアウトラインを早い段階で示すことを検討いただきたい。また、各論点について具体的にどのような議論をしたのか、記録に残していただきたい。それが今後の継続的な議論の役に立つ。

(相原康伸 日本労働組合総連合会事務局長)

・ (連合として5月末に)意見書を期限内に提出した。建設的な意見交換をするためにも、運営については改善頂きたい。開かれた形で建設的な対話を求める。また、 中核的労働基準のうち未批准の2条約の尊重についても言及頂きたい。

(大村恵実 日本弁護士連合会国際人権問題委員会委員長)

- ・配布資料2「2(1)「ビジネスと人権」の分野における主な課題」に記載しているア ~ ウについて、指導原則の3つの柱を整理しているだけではないか。
- ・ 国の義務は、配布資料2(2)記載の「理解促進と意識向上」にとどまるとお考えか。
- ・ 行動計画の対象課題は、配布資料2(3)「(横断的な事項)」記載の課題に限定されるか。

(若林秀樹 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ・ (これまで実施された)パブリックコメント等では、ギャップの特定に至っていない。
- ・ 我が国には、第三者の立場で分析する国内人権機関もなく、今後、ギャップの特定がないまま計画策定の議論をすることは難しい。
- ・ 行動計画の対象課題を国内・国外を分ける意味はなく、同等に扱う必要がある。
- · 行動計画の期間について、5年後には改訂、3年を目途に中間レビューを行うこと を明記して頂きたい。
- ・ 最初の行動計画が完璧である必要はない一方で、関係府省庁においては内容を 真剣に議論していただきたい。

(大鷹正人 外務省総合外交政策局審議官(国連担当大使))

- ・ 諮問委員会の運営に関する御意見については、真摯に受け止めて改善していく。
- ・ 行動計画期間を5年とする事例も踏まえ、中間レビューも含め、書き方を検討する。

(杉浦正俊 外務省総合外交政策局人権人道課長)

・配布資料2「2(1)「ビジネスと人権」の分野における主な課題」のア〜ウについては、単に指導原則の3つの柱を整理したのではなく、政府として取り組む必要が

あると考えている事項。

- ・ 参画可能性・透明性を確保する上で、パブリックコメント等の実施を検討している。
- ・「国境を越える課題」という記載が誤解を生んでいるようだが、これは、グローバルな経済活動によって生じる課題を指しており、国内・国外を分ける趣旨ではない。
- ・未批准の条約については御意見を踏まえ、書き方を検討する。

(秋山伸一 厚生労働省大臣官房国際課長)

- ・配布資料2「2(3)我が国の行動計画に盛り込むべき主な行動を検討するにあたっての論点」の「(横断的な事項)」における労働に関し、例示をすべきという指摘について、今後の議論次第なので項目としては幅広い表現にしていたが、書きぶりについては相談させていただきたい。
- ・ ILO の中核的労働基準を定める8条約のうち、未批准の2条約についても尊重する義務があるのはご指摘の通り。行動計画の中での記載については今後相談させていただきたい。

(若林秀樹 ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ・ これまで各省庁からギャップの特定につながる意見はなくて残念。問題があると 言っても、行政の不作為として批判されることはなく、率直な意見交換が必要。
- ・ 配布資料2に、OECD 多国籍企業行動指針について言及頂きたい。

(二宮雅也 (一社)日本経済団体連合会企業行動・SDGs委員長/損害保険ジャパン日本興亜株式会社会長)

・ 行動計画の目的は国の姿勢等が示される。経団連が提出した意見書記載の盛り 込むべき4点について引き続き検討頂きたい。

(アニタ・ラマサストリ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 行動計画の期間については2~3年としている国が多いと承知。
- ・ 作業部会は透明性な過程を奨励しており、どの団体がどの提言をしたか明確にし、また、それらの提言に関する担当省庁を特定するマッピング作業が有効。行動計画に盛り込む議題については、各ステークホルダーが関係府省庁に直接アプローチすることも一案。

4. 閉会挨拶

(了)

第1回「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」 出席者一覧

ステークホルダー		
氏名	所属•役職	
相原 康伸	日本労働組合総連合会事務局長	
荒井 勝	NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長	
	Hermes Equity Ownership Services 上級顧問	
有馬 利男	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事	
大村 恵実	日本弁護士連合会 国際人権問題委員会委員長	
河野 康子	(一財)日本消費者協会理事	
田口 晶子	国際労働機関(ILO)駐日代表	
二宮 雅也	(一社)日本経済団体連合会企業行動·SDGs委員長	
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社会長	
若林 秀樹	ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム代表幹事	

[※]五十音順。敬称略。

(御欠席)

氏名	所属·役職
濵本 正太郎	京都大学大学院法学研究科教授

参加府省庁
警察庁長官官房総務課国際協力室長
金融庁総合政策局総務課総括管理官
消費者庁審議官
総務省大臣官房総務課参事官
法務省大臣官房国際課長
外務省総合外交政策局審議官(国連担当大使)(議長)
外務省総合外交政策局人権人道課長(司会進行)
財務省大臣官房審議官
文部科学省大臣官房国際課国際戦略室長
厚生労働省大臣官房国際課長
農林水産省大臣官房審議官(国際)
経済産業省通商政策局国際経済課長
国土交通省総合政策局国際政策課国際産業戦略官
環境省地球環境局国際連携課長
防衛装備庁調達管理部調達企画課調達企画室長